

売 買 契 約 書 (案)

1. 件 名 小型無人航空機（ドローン）の購入
2. 仕様・規格 別紙仕様書のとおり
3. 数 量 別紙仕様書のとおり
4. 契 約 金 額 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥)
5. 納 入 期 限 令和8年9月30日
6. 納 入 場 所 中国四国農政局道前道後用水農業水利事業所
(愛媛県東温市牛湫829-1)
7. 検 査 場 所 同上
8. 契約保証金 免除

上記品目（以下「物件」という。）について、分任支出負担行為担当官 中国四国農政局道前道後用水農業水利事業所長 藤尾 隆（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）との間に、上記各項及び次の各条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

契 約 条 項

- 第1条 乙は、頭書の仕様、規格に基づき、期日内に物件を甲に引き渡すものとする。
- 2 仕様、規格に明示されていないものについて疑義が生じたときは、甲乙協議して決定する。
- ただし、軽微なものについては、甲の解釈及び指示に従うものとする。
- 第2条 乙は、期日内に物件を引き渡すことができないときは、あらかじめ甲に対し遅滞の理由及び引き渡し見込日時を明らかにした書面を提出して、期間延長の承認を求めなければならない。
- 第3条 甲は、乙が期日内に物件の引き渡しを完了しないときは、前条の承認にかかわらず、乙に対し、遅滞金を請求することができる。
- ただし、その遅滞が天災地変等やむを得ない理由によるときは、この限りでない。
- 2 前項の遅滞金は、未納部分に対する契約金額につき、納入期日の翌日から納入の日までの遅滞日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額とする。
- ただし、未納部分に対して、金額の算定が困難なものについては、契約金額に民法（明

治29年法律第89号)第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額とする。

3 第1項の遅滞金の請求は、甲が第12条の規定によりこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げない。

第4条 乙は、物件を納入するときは、その旨を甲に通知し、甲の検査を受けなければならない。

第5条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内に当該物件について検査を行うものとする。

乙は、検査に立ち合い、甲の指示にしたがって物件の検査に必要な作業を行わなければならない。

2 前項の場合において、乙又はその代理人が立ち会わないときは、甲は乙の欠席のまま検査を行うことができる。

この場合には、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 甲は、当該物件の全部又は一部について不当な箇所を発見したときは、乙に対し、適当な日時を定めて他の良好な物件と取替え又は補修を請求することができる。

この場合は、乙は直ちに、不合格となった物件を引き取り、他の良好な物件を納入し又は不当箇所の補修を行わなければならない。

4 物件の検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。

第6条 前条の検査に合格し、引渡しを完了した日に当該物件の所有権は、甲に移転する。

第7条 前条に定める所有権移転の時以前に当該物件について生じた損害は、甲の故意又は重大な過失による場合のほか、すべて乙の負担とする。

第8条 乙は、物件の引渡し後1か年間は、その物件の性能を保証するものとする。この期間内に当該物件にかくれた瑕疵が発見されたときは、甲は、乙に対し、相当の日時を定めて当該物件の取替え、又はかしの補修を請求することができる。

2 前項の規定は、甲が物件にかくれたかしにより不当な損害をこうむった場合における損害賠償の請求を妨げない。

第9条 乙は、物件の引渡しを完了したときは、所定の手続により代金支払の請求をするものとする。

第10条 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「契約期間」という。）に契約金額を乙に支払わなければならない。

ただし、受理した支払請求書が不当のため、乙に返送した場合には、甲が返送した日から乙の適法な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

第11条 乙は、甲が約定期間内に請求金額を支払わないときは、甲に対し、遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息は、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計

算した額を乙に支払うものとする。また、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は、前項の規定にかかわらず、遅延利息を支払うことを要しない。

又、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

3 前2項の場合において、支払遅延が天災地変等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間はこれを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しない。

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

この場合、乙が損害をこうむることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 乙が、この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき若しくは正当な理由なく納入期間内に義務を履行することができないと認めたとき。
- (2) この契約の履行について、乙若しくはその代理人又は使用人等に不正の行為があったとき。
- (3) 第5条の規定により甲が行う検査を、乙若しくはその代理人又は使用人等が妨げたとき。
- (4) 乙が破産の宣告を受けたとき。
- (5) 乙が解約を申し出たとき。

2 甲は、全各号に掲げる理由により、この契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

第13条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第14条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約

の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。) の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人 (乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人 (乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第 15 条 甲は、乙が天災地変等やむを得ない理由により、契約の解除を甲に申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

この場合、甲は乙に対し違約金を請求しないものとする。

第 16 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法 (昭和 28 年法律第 196 号) に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律 (平成 10 年法律第 105 号) 第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社、信託業法 (平成 16 年法律第 154 号) 第 2 条第 2 項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令 (昭和 25 年政令第 350 号) 第 1 条の 4 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 乙がこの契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に

基づいて売掛債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること。

(2) 乙から売掛債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）は、譲渡対象債権を前項ただし書に規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 甲は、乙による売掛債権の譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 前項の場合において、譲受人が甲に対して債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知又は民法第 4 6 7 条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

4 第 1 項ただし書に基づいて乙が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

第 17 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第 18 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第 19 条 乙は、第 17 条の各号及び第 18 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前 2 条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

第 20 条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第 21 条 甲は、第 17 条、第 18 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第 17 条、第 18 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第 22 条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第 23 条 この契約により、甲が乙から取得すべき遅滞金及び違約金等があるときは、甲は、その選択により、乙が支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収する。

第 24 条 甲、乙双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間に紛争が生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、甲、乙協議して決定する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 愛媛県東温市牛湊 8 2 9 - 1
氏 名 分任支出負担行為担当官
中国四国農政局道前道後用水農業水利事業所長
藤尾 隆

乙 住 所
氏 名